

# 会計管理局「自律改革」取組状況について

No	取組事項	現状の問題点	具体的な取組内容	取組状況 (12月1日時点)	12月	1月	2月	3月	平成29年度 以降
1	支払口座情報の登録・変更案内の徹底	支払口座情報の登録・変更は、債権者が取引をしている事業所等において手続きを行うこととなっている。しかし、当局への問合せが多く、改めて当局から事業所等を案内する事例が散見される。	・事業所等に対して、債権者に対する支払口座情報の登録や変更の手続きを周知徹底するよう依頼する。 ・債権者に対して、当局ホームページなどの広報媒体を活用し、債権者が取引をしている事業所等で手続きを行うよう周知していく。	・ホームページ改定について、表現・レイアウト案を作成			HP改定の局内調整 事務連絡作成	★局ホームページ揭示 事務連絡にて各局に周知	
2	公金納付に関する情報の充実	局のホームページに公金収納の取扱金融機関の一覧を載せているものの、都民からは、クレジット納付やコンビニ納付に関する問い合わせを受けることもあり、都民にとって有用な情報が不足している。	・取扱金融機関の一覧と併せて、クレジット納付やコンビニ納付の案内を掲載するなど、都民にとって有用な情報が即座に入手できるように当局ホームページの改善を図る。	・他県等の公金納付に関するホームページの調査を完了 ・改善ホームページ案中	HP案の作成		HP改定の局内調整	★局ホームページ揭示	
3	債権者からの振り込み確認のための情報提供の充実	①都の振込金において、都費、国費とも、債権者の通帳には振込み元の名義が簡略して記載されるため振込内容が分かりづらく、問合せ先を明確に案内していないため、債権者にとって問合せ先が不明確になっている。  ②債権者から入金内容の照会が当局に日10件程度あるが、その際、債権者から自身の口座情報を聴取した上でないと案件の特定ができない。	①問合せ先を明確にするため、当局ホームページ上に「都からの振込内容の確認方法」という項目を追加し、都費・国費それぞれの振込み印字パターンと所管先電話番号等を明記する。  ②債権者の通帳に印字される内容に、当該支出命令部署の組織コードを新たに付記することを検討する。	①ホームページ改定について、表現・レイアウト案を作成  ②組織コード付記について、関係金融機関にヒアリング実施。現在の情報に加えての付与はできず、既存の情報を削除しなければ登録できないことが判明			HP改定の局内調整	★局ホームページ揭示	
4	局ホームページの改善	局ホームページに公表資料等をはじめとする様々な情報を掲載しているが、都民がどのように受け止めたかを把握できていない。	・当局ホームページの掲載資料ごとにごく簡単なアンケート(分かりやすい/分かりにくい等)を付して、その評価を把握できるような仕組みを検討する。	・ホームページへのアンケートの設置方法及び、アンケートの集約方法の検討を行い、リニューアルイメージを確定	アンケート集約結果 還元方法の局内調整		HP改修作業	★局ホームページ リニューアル	実施可否の判断 によりスケジュール 等決定

No	取組事項	現状の問題点	具体的な取組内容	取組状況 (12月1日時点)	12月	1月	2月	3月	平成29年度以降
5	協議登録手続きの簡略化	歳計現金の不足が生じ、支出が滞ることがないよう、支出額1億円以上の案件については、各局経理担当が公金管理課に持ち込みの上、歳計担当者が財務会計システムにて登録の手続きをしている。資金繰りの把握という観点からの手続きではあるが、事務負担が大きくなっている。	・支出額1億円以上一定金額(※)未満の案件については、各局経理担当自身が財務会計システムへの入力を通じて協議登録の申請を行えるよう手続きを変更する。またそれを超える額の案件については、従来通り、公金管理課に持ち込みの上、支払日も含めた協議登録を実施する。 ※一定金額は今後検討	・システム所管部署へ仕様変更費用の概算額算出依頼 ・簡略化の対象となる「一定金額」を決定	メリットデメリット整理 対応方針決定	財務会計システム仕様変更の準備等			対応方針によりスケジュール等決定
6	物品出納手続の改善	現行の制度では、消耗品を購入した際の出納手続を省略することができるが、その対象となる物品が、公報や雑誌などに限定されている。	・消耗品における出納手続の制度を見直し、支障のない消耗品について、出納手続の簡素化を検討する。	・現状においては、取得後直ちに消費し、出納保管のいともがなく、他の手段により異動の実態が確認できる場合について、出納手続きの省略を認めている。 ・受入後直ちに払い出す消耗品については、椅子や袖机等の什器など、複数年にわたって使用することを前提としているものもあるが、適正な管理に支障のない消耗品について、出納手続きの簡素化を検討中	改正方針決定	規則・通知改正準備			平成29年度から実施予定
7	研修等の局内周知方法等の見直し	局では都民サービスの向上のため、各種の有用な研修を用意している。しかしながら、悉皆研修以外の研修の受講率が低く、また自己啓発支援制度を活用する職員が少ないなどの現状にある。	・局ポータル等を活用し、研修の年間計画掲示、募集中の研修の一覧表示及び自己啓発支援の案内等を徹底して行う。さらに、これを利用して、研修等の係る要望を随時受け付ける。 ・管理職から職員に対して業務に役立つ研修は積極的に受講するよう声掛けを実施する。	・掲示板(SharePoint)機能がどこまで活用できるか、また、掲載の方法などについての検証・検討を実施	情報の掲示や、意見・要望集約の仕組みを検討	掲示板作成、情報登録作業 仮運転開始、局内周知			平成29年4月から正式運用予定
8	スケジュールの共有化	①毎年度定期的に行う業務について、その依頼時期や内容等を事前に把握することが、必ずしも容易ではない。 ②一般職員が幹部職員に対する説明や報告、会議設定等の時間を、いつ確保できるのか分かりづらい。	①毎年度定期的に行う業務の年間スケジュール(業務の依頼時期、項目、内容、目的)を作成し、局内担当者に周知する。 ②Outlookの予定表等を活用し、幹部職員のスケジュールをリアルタイムに更新することにより、職員が最新の情報を把握できるようにする。	①年間スケジュールの様式について調整が完了 ②スケジュールを入力する予定表の設定が完了	スケジュールの洗い出し	局内周知	★運用開始		
9	文書管理ソフトの導入	定例的な資料提出を含め、各種レク等の打合せ時においては、複数のファイルを編集(資料番号の挿入や並べ替え等)し資料作成を行っている。資料は形式の異なるファイルで作成されている場合が多く、その資料の出力、組替え等に多大な労力を要している。	・形式の異なる複数ファイルの閲覧・編集等を一括して処理できる文書管理ソフトの導入により、単純作業に係る時間を短縮し、作業効率の改善を図る。	・局内における文書管理ソフトの導入状況について調査を実施		ヒアリング実施・必要数の精査・ソフト調達			★運用開始

No	取組事項	現状の問題点	具体的な取組内容	取組状況 (12月1日時点)	12月	1月	2月	3月	平成29年度 以降
10	業務のIT化推進	①運用関連事務については、エクセルで情報の管理をしているため事務負担が大きい。また、メンテナンス作業、不具合対応、データ消失といったリスクを抱えている。  ②事業所等に対する検査・指導等の実施する際において、鞆等で持参できる資料は限られてしまうことから、手持ち資料以外で説明したいときなど支障をきたしている	①運用関連事務について、外部システムの導入等、システム化を進めていく。  ②検査・指導等の充実を図るために情報通信機器(タブレット端末等)を積極的に活用する。	①・必要機能の洗い出し ・外部システム等の機能及び費用を検証中  ②情報通信企画部と調整を行い、情報通信企画部でタブレット端末活用事業を実施しており、来年度も実施する予定であることを確認	費用対効果の検証 関連他局との調整		IT化対応方法の決定 予算対応、システム開発、契約準備等		①平成29年度導入 準備・運用開始  ②総務局のタブレット 端末活用事業の 動向によりスケ ジュール等決定
11	ファイルサーバー管理の集中化	ファイルサーバーの管理運用が課ごとに行なわれているため設定等を始めとする管理業務も各課ごとに発生している。また、機器を個別に購入等していることから経費も余計に発生している。	・ファイルサーバーを局において一括管理する。	・セキュリティや可用性の向上を目指して、試行用サーバーを導入し、設定や試験等を実施中			総務局の中央コンピューター室利用調査(3月頃予定)に向けて 設置機器、台数、設定内容等整理		・平成29年度上半 期目途に導入
12	官民連携ファンド事業に係る知識・ノウハウの共有化	専門性が高いことなどを背景に、属人的な知識・ノウハウの蓄積にとどまり、組織としての共有化が行き届いていない面がある。	・局内で定期的な勉強会等を通じて、知識・ノウハウ等の共有化を図る。	・今年度は、外部有識者による講演会を実施して、局内における一層の知識の共有化を実施	今年度の研修の検証		来年度に向けた企画立案		平成29年度も、同様の取り組みを継続して実施予定
13	専門知識の組織内共有	キャリア活用職員が保有する貴重な専門性について、組織内で共有できておらず、都として重要な戦力を活用しきれない場合がある。	・キャリア活用職員が保有する専門性を組織内で共有するべく、知識を持たない職員に対し、知識を円滑に伝承する仕組みを創る。具体的には「知識伝承シート」のようなものを作成し、知識を持たない職員が知りたい知識、キャリア活用職員が教えたい知識などの情報を共有して、計画的に知識伝承ができる場を創る。	・最大限有効に機能するシートとなるよう、その記載内容や様式等について検討	様式等の検討 キャリア活用職員へのヒアリング		様式検証、策定 各組織での周知		平成29年4月から正式運用予定

No	取組事項	現状の問題点	具体的な取組内容	取組状況 (12月1日時点)	12月	1月	2月	3月	平成29年度以降	
14	都における電子マネー収納の導入	都民の決済手段として電子マネーは交通機関だけでなく、物品購入、施設の入場料など、利用できる場面は拡大している。 また、東京2020大会に向け、外国人旅行者においても交通系ICカードの普及が期待され、その利用拡大も図られている。 しかし、電子マネーは自治法などの法令上の具体的な位置づけが明確になっていないこともあり、都においては導入が進んでいない。	・国と緊密な調整を行い、電子マネーの法令上の位置付けを整理する。 ・都の施設における電子マネー収納の導入を推進する。	・現行の地方自治法の枠組みにおける都公金の電子マネー収納について、国と調整の上、論点整理を実施中 ・都の有料施設の所管局と調整を行い、導入に向けた事務調整を実施中						・平成29年度も引き続き関係局と調整
					要綱等の整理・関係局との調整					
15	災害発生時に対応するための訓練や研修の充実	災害発生時も円滑に出納業務を行えるよう、支払訓練や研修等に取り組んでいるが、事業執行部門との連携がまだ十分とは言えない。また、人事異動に伴い、訓練等を受けていない職員が配属されることもあるため、災害時の対応力が一時的に弱まる場合がある。	・事業実施部門や指定金融機関等と連携し、災害状況も考慮した実践的な訓練を実施する。 ・常時適切な対応ができるよう、人事異動も踏まえた研修や訓練を企画する。	・事業実施部門との災害時合同支払訓練を、これまで未実施の7所属を加え、10所属に拡大して実施(10月26日 警察出納課) ・10月の人事異動に伴う転入者4名に対して、災害時支払訓練を実施(11月15日 消防出納課)						・平成29年度も、今年度の実施結果を検証したうえで、事業実施部門との災害時合同支払訓練を継続して実施(警察出納課) ・平成29年4月の人事異動に伴う転入者を対象とした災害時支払訓練を5月に実施(消防出納課)
					実施結果の検証					
16	財務会計システムの改善に伴う事務効率の向上  【全庁横断型】	財務会計システムの稼働時間は平日8時30分～18時となっているため、出退勤時間の多様化などに対応しきれていない現状がある。 (総務局より提案)	財務会計システムの開始時間を朝7時からにするなど、朝のシステム利用を促進し、職員の業務効率の向上を図る。	・調査の結果、現行システムは開始時間の変更を考慮した設計ではないため、簡易な設定変更等では実現できず、無理に実現した場合、想定外の障害が発生する恐れがあることが判明。このため、現行システムではなく、次期システムでの実施について検討することとした。 ・また、過去のアンケート等の結果では、運用時間については夜間の延長への要望も強く、ニーズの精査が必要						・平成29年度上半期までに方針を決定
					全庁的なニーズ把握、費用対効果検証					
17	「災害時の支払事務に関する訓練」の対象範囲の拡大	本訓練は、各局の総務担当部門を対象に実施しているが、本庁の各部や事業所においては緊急支払に対応できる体制が不十分である。	「災害時の支払事務に関する訓練」について、訓練の対象範囲を現在の各局の総務担当部門に加えて、各部や事業所にも拡大し、災害時の各局における支払事務の体制を強化する。	今年度は、各局の総務担当部門を対象に「災害時の支払事務に関する訓練」を実施済(8月)						・訓練の実施時期・規模・場所等を検討したうえで、来年度の訓練において対象範囲を拡大
					来年度の訓練に向けた検討・調整					

# 会計管理局「政策・施策・事務事業」の自主点検・評価について

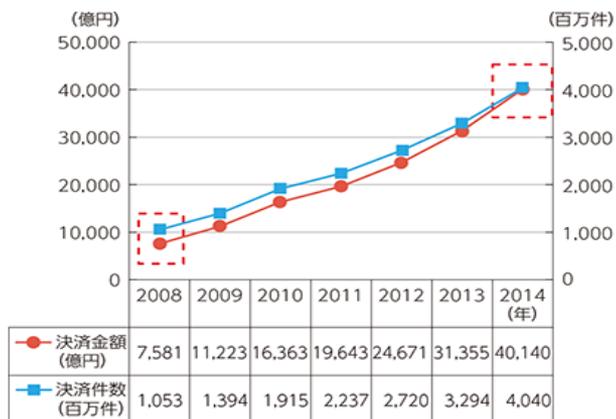
## 事項名

都における電子マネー収納の導入

## 事業概要・現状

- 近年、電子マネーの普及は目覚ましく、利用件数・決済金額とも大幅に増加している。
- また、東京2020大会に向け、訪日外国人旅行者においても交通系ICカードの普及が期待されている。
- 少額・現金での支払いである都立施設の入場料などにおいて、電子マネーによる収納を導入し、利用者の利便性の向上を図る。

電子マネーの決済件数と決済金額の推移（総務省HPより）



## 課題

- 地方自治法上、公金の電子マネー収納については、禁止はされていないものの、明確な規定がない。
- 施設を利用する都民や訪日外国人旅行者の利便性は向上する一方で、機器の導入などに一定のコストがかかる。

## 今後の方向性

東京2020大会を控え、一層の拡大が見込まれる訪日外国人旅行者をはじめとする施設利用者の利便性向上を図っていく。

- 国と調整の上、今年度中に実務上の要綱を整備する。
- 実行プラン等をもとに、関係各局に対して、来年度以降の導入に向けた働きかけを行い、段階的に導入施設の拡大を図る（まずは都立文化施設において導入を検討）。